

第2節



Ⅱ 「創る」

～人と地域の夢や希望を
実感できるために～

政

策

施

策

Ⅱ-1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

- 211 人権が尊重される社会づくり
- 212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進
- 213 多文化共生社会づくり

Ⅱ-2 学びの充実

- 221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
- 222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成
- 223 特別支援教育の推進
- 224 安全で安心な学びの場づくり
- 225 地域との協働と信頼される学校づくり
- 226 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実
- 227 文化と生涯学習の振興

Ⅱ-3 希望がかなう少子化対策の推進

- 231 県民の皆さんと進める少子化対策
- 232 結婚・妊娠・出産の支援
- 233 子育て支援と幼児教育・保育の充実

Ⅱ-4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進

- 241 競技スポーツの推進
- 242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

Ⅱ-5 地域の活力の向上

- 251 南部地域の活性化
- 252 東紀州地域の活性化
- 253 農山漁村の振興
- 254 移住の促進
- 255 市町との連携による地域活性化



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮して、いきいきと活動できる社会になっています。

現状と課題

- 人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進しましたが、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。
- 人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根つき、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- 県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図ります。また、あらゆる人権課題について自分自身の問題としてとらえることができるような啓発を行うとともに、人権啓発イベント・講演会などに、より多くの県民の皆さんに参加いただくことで、人権意識の高揚を図る必要があります。
- 子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう教育を進める必要があります。
- 人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。
- 新たな人権課題について認識を深め、社会の動向を注視しながら、課題に対応していく必要があります。

● 新しい豊かさ・協創の視点 ●

県民一人ひとりが個性や能力を発揮して、自由に生き方を選択し、いきいきと活動できる社会を実現するためには、互い的人格や個性を認め、「存在」を尊重する人権意識が定着する必要があります。そのため、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO等の団体、行政等が連携して人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいけるよう環境づくりを進めます。

取組方向

■ 基本事業1 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体が行う人権尊重の視点に基づく活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。また、さまざまな手段と機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題をより多くの県民の皆さんが自分自身の問題としてとらえられるよう効果的な啓発に取り組みます。また、人権啓発活動を担う人材の養成に取り組みます。

■ 基本事業2 人権教育の推進

教育活動全体を通じた人権教育が行われるよう、子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムの活用等を促進し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。

■ 基本事業3 人権擁護の推進

人権に関わる相談機関の相談員の資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを強化します。また、インターネット上の差別的な書き込み等を防止するため、モニタリングを実施するなど、早期の発見・拡大防止に努めるとともに、関係機関と連携し削除要請に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	39.5% (30年度)	43.8%	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合	97.7% (見込)	100%	県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、「人権を大切にしている行動をしよう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合
人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	88.5%	98.5%	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合
人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合	96.8%	100%	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

あらゆる分野における女性の参画・活躍が拡大するとともに、県民一人ひとりが性別に関わらず、その個性や能力を発揮し、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会づくりが進んでいます。また、性別をはじめ年齢、国籍・文化的背景、障がいの有無、性的指向・性自認など多様性を認め合い、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、県民の皆さんの主体的な行動が広がっています。

現状と課題

- 少子高齢化により人口減少が進む中、社会が成長し豊かさを維持していくためには、県民一人ひとりが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、参画・活躍できる社会を築いていくことが極めて重要です。
- 政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできているものの、指導的地位に占める女性の割合は低く、地域活動等における女性の参画についても未だ十分とはいえない状況です。根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画意識の一層の普及・啓発が必要です。また、性犯罪、性暴力等の相談件数は増加の傾向にあり、ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数も依然として多いことから、性犯罪・性暴力やDVを防止するための啓発や被害者支援の一層の推進が求められています。
- 職業生活における女性の活躍については、趣旨に賛同いただく企業等のネットワークが拡大するなど、気運は高まりを見せているものの、リーダー層で活躍する女性の割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。働くことを希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう取り組んでいく必要があります。
- 多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会に対する県民の皆さんの理解や共感が高まり、ダイバーシティ推進に係る主体的な行動につながる必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

女性活躍をはじめ、性別、年齢、国籍・文化的背景、障がいの有無、性的指向・性自認など多様性を認め合い、県民一人ひとりが個性や能力を発揮し、参画・活躍できる社会をめざし、企業や団体、関係機関や市町と連携し、県民の皆さんの意識向上と多様な人びとが社会参画できるような環境づくりのための取組を進めます。



ダイバーシティのワークショップの様子

取組方向

■ 基本事業1 男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、責任を担う社会づくりを進めるため、あらゆる分野における指導的地位に就く女性割合の増加に取り組みます。また、市町および関係機関等と連携し、男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。

また、DVや性犯罪・性暴力を防止するための啓発を行うとともに、関係機関と連携し、それらの被害者等に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

■ 基本事業2 職業生活における女性活躍の推進

職業生活における女性活躍の推進については、これまでの気運醸成からステージを進め、企業・団体等と連携し、経営者および男性の意識改革や女性のモチベーション向上等に取り組み、リーダー層で活躍する女性の割合を高めます。

■ 基本事業3 ダイバーシティ推進の気運醸成

「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた気運醸成を図り、企業・団体等のダイバーシティ推進の取組を促進します。また、多様な性的指向や性自認についての社会の理解促進を図ります。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合	23.3%	20.1%	「みえ県民意識調査」で、「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」、「どちらかといえば同感する」と回答した県民の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数	310団体 (30年度)	397団体	常時雇用労働者数100人以下の企業・団体で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する一般事業主行動計画の策定もしくは「女性の大活躍推進三重県会議」における「取組宣言」を行った企業・団体数
ダイバーシティ講座等の受講後に、ダイバーシティ推進に取り組む意向を示した受講者の割合	89.1% (見込)	100%	県民の皆さんを対象としたダイバーシティに関する講座等の受講後のアンケート調査において、「『ダイバーシティ』についての行動（人の多様性を大切にされた行動）をしていこう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

外国人住民が抱える生活、就労、教育などの課題の解決に向け、国際交流協会、NPO、経済団体、県民、国・県・市町などのさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して取り組むことにより、多様な文化的背景の人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

現状と課題

- 県内の外国人住民数は、50,643人（平成31（2019）年1月1日現在）と県人口の2.78%を占め、外国人比率は全国4位となっています。外国人住民は、地域経済を支える大きな力となっているものの、言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民の地域社会への参画が進んでいません。
- 新たな在留資格「特定技能」の導入により、在留外国人の一層の増加が見込まれており、行政・生活情報や相談対応のさらなる多言語化をはじめとした、新たなニーズの拡大が予想されます。
- 言葉の壁や文化・慣習の違いは、外国人への誤解や差別を生む原因ともなっています。また、言語による意思疎通の困難等から雇用が安定しない外国人労働者が多いといった状況は、依然として継続しています。
- 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国的にも高く、今後も増加が見込まれます。このような子どもたちの保護者に対して、日本の学校制度や学校生活について周知を行うなど、子どもたちの就学を促進する必要があります。また、外国につながる子どもたちの就学前教育を促進するとともに、学校における日本語習得の支援、進路実現に向けた学びの支援をより一層充実させていく必要があります。
- 外国人も含め、義務教育未修了の学齢超過者、不登校により中学校での学習が十分にできなかった人など、さまざまな事情により学びを必要とする方の教育を受ける機会を確保していく必要があります。

● 新しい豊かさ・協創の視点 ●

外国人住民が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らし、夢や希望を持って高い目標に向けてチャレンジできる環境が整うとともに、地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することが求められています。そのため、国際交流協会、NPO、経済団体、国・県・市町等のさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して、多文化共生社会づくりに取り組みます。

■ 基本事業1 多文化共生に向けた外国人住民の生活支援

外国人住民が安心して暮らすことができるよう、行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組みます。

■ 基本事業2 外国人住民に対する学習機会の提供

外国人住民が日本で生活する上で必要となる、ライフステージに応じた日本語の学習機会の提供や、「やさしい日本語」の普及に努めるとともに、日本人住民と外国人住民がお互いの文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に取り組みます。

■ 基本事業3 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒^{注)1}が社会的に自立する力を身につけられるよう、学校における受入体制の整備や日本語指導、適応指導の充実を図るとともに、多言語によるガイドブック等を活用した情報提供など学校制度や職業について理解を深め、希望する進路を選択できるようにするための取組を進めます。また、外国人も含め、義務教育未修了者等の学びの機会を確保するため、夜間中学等に係る検討を進めます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	27.3% (30年度)	37.3%	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数	14機関 (見込)	26機関	多言語対応のため、医療通訳者を配置している、あるいは電話通訳を導入している医療機関の数
日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	86.8%	100%	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置づけた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている公立小中学校の割合

注) 1 外国人児童生徒：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含みます。



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切に
する心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな
身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦してい
くために必要な力を身につけています。

現状と課題

- 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」が一体的・調和的に育まれる中で、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していくための力の基礎を形成していくことが必要です。
- 新しい時代を生き抜いていくためには子どもたちに、「何を理解しているか、何ができるか」「理解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の視点から必要な資質・能力を育成することが求められています。
- 「みえの学力向上県民運動」を実施し、家庭での生活習慣・学習習慣等の確立、地域による学習支援等に取り組むとともに、みえスタディ・チェック等を活用した授業力の向上や教育支援事務所（平成28（2016）年設置）による小中学校へのオーダーメイドの支援を進めました。令和元（2019）年度の「全国学力・学習状況調査」では、小中学校合わせた5教科中4教科で全国の平均正答率以上となりましたが、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、説明したり自分の考えを書いたりする力などに課題がみられ、道半ばであることから、引き続き、学校・家庭・地域・市町・県が一体となりオール三重で子どもたちの学力向上の取組を推進していく必要があります。
- 生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題、インターネットでの誹謗中傷等が発生している中で、子どもたちの生命倫理や情報モラルの確立、規範意識や人間関係を形成する力の向上が求められています。また、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが、これまで以上に求められています。
- 子どもたちの身近な遊び場の減少や交通手段の発達等の社会環境の変化、家庭のライフスタイルの多様化を背景として、子どもたちの健康づくりにつながる、運動・食事・睡眠等に関する基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、三重県の子どもたちの体力は、全国と同程度に向上しましたが、1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合が増加しており、学校における体育活動を通じ、運動することの楽しさに気づく機会を増やす必要があります。
- 「全国学力・学習状況調査」の結果では、授業時間以外に読書をする本県の子どもたちの割合は全国を下回っています。また、学校読書調査における不読者の割合は、年齢が上がるにつれ高くなる傾向にあり、発達段階に応じた読書習慣を形成していく必要があります。さらに、美しいものや芸術的なものにふれることで豊かな感性・情操を育むとともに、生涯にわたり文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与しようとする意欲や態度を育むことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけ、自分のよさや可能性を認識し、未来の創り手となるために必要となる力を育ていけるよう、学校と家庭・地域が、それぞれの役割について当事者意識を持ち、連携・協働して取り組んでいきます。

取組方向

■ 基本事業1 学力の育成

子どもたちが、学習内容を自らの将来や社会のあり方と結びつけて理解し、対話を通じて考えを広げ深める過程を重視した主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組みます。また、子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を身につけられるよう、「全国学力・学習状況調査」、みえスタディ・チェック等の活用を通じて、一人ひとりの理解と定着の状況を把握し、改善を図る組織的な取組を推進します。

■ 基本事業2 道徳教育の推進

子どもたちが、公共心、規範意識、自尊感情を高め、命を大切にする心やよりよく生きようとする意欲と実践力を身につけられるよう、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。小中学校においては、答えが一つではない道徳的な問題について、考え、議論する道徳の授業づくりに取り組むとともに、高等学校においては学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。

■ 基本事業3 体力の向上と健康教育の推進

魅力ある体育授業づくりや「1学校1運動」の取組を推進し、子どもたちが運動の楽しさや喜びを味わうことなどを通じて体力の向上を図るとともに、大規模大会の開催等を通じて子どもたちの競技力やスポーツへの関心が高まるよう取り組みます。また、生涯にわたり心身の健康を自ら管理し、健康で充実した生活を送るために必要な知識と実践力を身につけられるよう、基本的な生活習慣や望ましい食習慣の確立に、家庭や関係機関と連携して取り組みます。

■ 基本事業4 読書活動・文化芸術活動の推進

子どもたちが本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるよう、公立図書館、学校図書館における読書環境の充実や、学校図書館を活用した授業、全校一斉読書、ビブリオバトル、家庭読書など多様な読書活動を促進します。また、子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を充実させることなどを通じて、豊かな感性や情操、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養います。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもの学力の伸び	小学生 100.2 中学生 98.3	小学生 104 中学生 102	「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層（A B C D層）におけるA B層の公立小中学生の割合（全国を100とした場合の本県の値）
道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	小学校 78.7% 中学校 48.7% (30年度)	小学校 100% 中学校 100%	道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人びとに紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校の割合
体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	75.1%	80.0%	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 65.7% 中学生 50.4%	「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちが、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけていきます。

現状と課題

- 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会、異なる個性や能力を持つ一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現が求められている中で、これからの教育においては、子どもたちにこうした社会づくりに向けて小さなことでも変化を起こし試行錯誤してやり切ろうとする素養を育てていくことが必要です。
- 平成28（2016）年から選挙権年齢が18歳以上に、令和4（2022）年4月からは成年年齢が18歳となる中で、学校教育において、子どもたちが早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合い、社会を形成していく力を育てていくことがより重要となっています。
- 社会が急速に変化し雇用形態の多様化等が進む中、子どもたちが、将来、自らの能力等を発揮し、自立した社会人として活躍することができるよう、自らの生き方や働き方について考えを深め、職業生活に必要な知識や技能を育むことや、学習内容と社会のつながりを意識した教育の必要性が一層高まっています。
- グローバル化や人口減少が進む中、子どもたちに、異なる文化に対する理解や英語コミュニケーション力、地球的な視野で考え行動できる態度を養うとともに、郷土の豊かな自然や歴史、文化等について理解し、郷土への誇りや愛着を持ち、世界や地域で活躍できる力を育てていくことが求められています。
- AI、ビッグデータ等をはじめとする技術革新が進み、これらの先端技術を社会生活等に取り入れ、社会的課題の解決等を図る超スマート社会（Society 5.0）が進展する中、子どもたちに先端技術を使いこなしながら人間ならではの考え方で課題を解決していくことができる力を育むことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちに、社会の一員として新しい時代を担っていく力を育むためには、これまで以上に、地域や企業、NPO等の様々な主体と協働して、実際の社会で多様な人々と協力しながら実践的に学ぶ取組を推進します。

注) 1 STEAM教育：科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、リベラルアーツ・教養 (Arts)、数学 (Mathematics) 等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。
 注) 2 プログラミング教育：子どもたちが、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験しながら、発達段階に即した、コンピュータを主体的に活用するための資質・能力を育む教育。
 注) 3 EdTech：教育におけるAI、ビッグデータ等のさまざまな新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

取組方向

■ 基本事業1 主体的に社会を形成する力の育成

子どもたちに、社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し課題の解決に向けて主体的に行動する力を育むため、発達段階に応じた主権者教育、消費者教育、環境教育、地域と連携した課題解決型学習等に取り組みます。

■ 基本事業2 キャリア教育の充実

子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら学び、進路を決定する力や人間関係を築く力を身につけ、将来社会的・職業的に自立できるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進するとともに、インターンシップ等実社会で多様な人びとと関わりさまざまな経験を重ねる取組を進めます。

■ 基本事業3 グローカル教育の推進

子どもたちが、世界にあっても地域にあっても異なる文化や多様な価値観を持つ人びとと互いに尊重し合いながら協働していく力を身につけられるよう、海外留学の支援、国際的な諸課題を題材としたディスカッションやディベート、郷土教育等の取組を推進します。

■ 基本事業4 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成

子どもたちに、AIやビッグデータ等の先端技術を活用する力、人間ならではの感性や論理的・科学的に思考・吟味し活用する力等のこれからの社会で必要となる力を育むため、STEAM教育^{注1}、プログラミング教育^{注2}、EdTech^{注3}を活用した教育についての研究と実証等の取組を推進します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	62.3%	74.3%	「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	20校 (30年度)	56校	政治的事象や環境問題、持続可能な消費と生産など、社会的課題の解決に向けた考えを深める話し合い活動を実施している県立高等学校の数
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	小学生 88.2% 中学生 86.6% 高校生 65.9%	小学生 92.0% 中学生 90.0% 高校生 75.0%	「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合
「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	71.8%	76.0%	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、授業で共に学ぶことや行事等の交流などをおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

現状と課題

- 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しており、それぞれの学びの場において、一人ひとりに応じた早期からの一貫した指導・支援を充実する必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を高めることが求められます。
- 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っています。卒業後も地域の中で自分らしくいきいきと生活していくことができるよう、職業教育や職場開拓などを含めたキャリア教育の一層の充実が必要です。
- 共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに理解を深め尊重し合いながら生活していく態度を育むことが大切です。
- 特別支援学校に在籍する子どもたちが増加している地域もあることから、施設の狭隘化等への対応が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

障がいのある子どもたちが、その個性や能力を発揮し、自分らしくいきいきと暮らしていくために必要な力を身につけることが望まれています。子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われ、必要な支援情報が切れ目なく確実に引き継がれるとともに、地域との交流や職場実習等地域で活動することで、自立や社会参画する力が育まれるよう、学校、家庭、地域、企業等、医療・福祉等の関係機関が連携して取り組みます。

注) 1 パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用します。（平成24（2012）年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実したものを。）

取組方向

■ 基本事業1 一人ひとりの学びを支える教育の推進

幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校の間で、「パーソナルファイル^{注1}」を活用して必要な支援情報の確実な引継ぎを進めます。また、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな指導・支援を一層充実します。

学校においては、障がいの有無に関わらず、グループ活動や学校行事等で共に学ぶことを通じて、互いに尊重し合い、よさを認め合える学級づくりを進めます。

全ての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感し達成感を得られるよう、教材や指導方法の工夫等の授業のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、教職員の指導力の向上に取り組みます。

特別支援学校のセンター的機能を活用し、小中学校等への教育相談や特別支援教育に関する研修会等を実施するなど、教職員の専門性の向上に向けて取り組みます。三重県立かがやき特別支援学校では、三重県立子ども心身発達医療センターとの連携により、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い発達障がい支援を行うとともに、他の特別支援学校に指導・支援に関する助言および情報提供を行います。

■ 基本事業2 自立と社会参画に向けた教育の推進

特別支援学校において、発達段階に応じた組織的なキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行に向けた支援を行います。特別支援学校高等部においては、本人の適性を十分に把握し、早期からの計画的な職場実習や農福連携等を活用した職域の拡大に取り組むとともに、関係機関と連携した職場への定着支援を充実します。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、近隣の学校や子どもが居住する地域の学校において、共に尊重し合いながら学ぶ交流及び共同学習を進めます。

特別支援学校に在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応して、スクールバスの計画的な配備と更新を進めるとともに、地域の実情をふまえ、施設の狭隘化や個別の教育的ニーズに対応していきます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100% (30年度)	100%	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所を除く)

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	支援計画 小学校 86.0% 中学校 70.2% 指導計画 小学校 91.5% 中学校 85.1% (30年度)	支援計画 100% 指導計画 100%	通常の学級において、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した公立小中学校の割合
特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数	845回 (30年度)	950回	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流及び共同学習を実施した回数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、通学路等の安全対策や不登校児童生徒等への支援が進み、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

現状と課題

- 平成 30（2018）年 4 月に施行された「三重県いじめ防止条例」に基づき、学校の内外を問わずいじめがなくなることをめざして社会総がかりで取り組んでいく必要があります。
- いじめや暴力行為については、未然防止とともに、早期に発見し、早期に解決することが重要です。子どもたちにいじめや暴力を許さない心を育むとともに、学校全体で組織的に対応することや、学校内外の教育相談体制を充実し、適切かつ迅速に対応することが必要です。
- スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS等でのトラブルやいじめの事案が多く発生していることから、子どもたちのインターネット利用に関わる情報モラルの向上や、家庭と連携した取組が必要です。
- 子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故や事件が発生しています。今後も引き続き、さまざまな主体が連携し、通学路等の安全確保に取り組むとともに、子どもたちの交通安全や防犯に対する意識を高めていく必要があります。
- 本県における小中学校の不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより多様化・複雑化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる居心地のよい学校づくりを進めるとともに、不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行う必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちが安心して学ぶことができる環境が求められていることから、学校、家庭、地域、関係機関等が連携を一層充実し、いじめや暴力行為への対応、通学路等の安全対策や不登校児童生徒等への支援等のさまざまな課題に対して、社会総がかりで取り組みます。

取組方向

■ 基本事業1 いじめや暴力のない学校づくり

「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめ防止応援サポーターの活動やいじめ防止強化月間の取組等を通じて、社会総がかりで取り組む機運を醸成します。学校においては、道徳教育・人権教育など教育活動全体を通じ、子どもたちに生命を大切に、いじめや暴力を許さない態度等を育みます。また、日ごろの子どもたちの言動から兆候を察知し適切かつ迅速に対応できるよう、教職員の資質向上に取り組めます。さらに、いじめを認知した場合には、いじめ防止委員会等において迅速に状況を把握し、組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携した支援を行います。加えて、学校における教育相談や教職員による子どもたちの見守り、「いじめ電話相談」、「子どもSNS相談みえ」など専門的な教育相談の実施などにより、いじめ問題等の未然防止および早期発見・早期解決に取り組めます。

■ 基本事業2 子どもたちの安全・安心の確保

子どもたちに危険予測・危険回避能力を育成し、交通事故や不審者事案などから守るため、参加・体験型の交通安全教室や防犯教室、「交通安全マップ」や「地域安全マップ」づくり等による交通安全・防犯教育を推進します。また、子どもたちが安全に登下校できるよう、「登下校防犯プラン」や「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の合同点検や安全対策を関係機関が連携・協働しながら実施します。

■ 基本事業3 不登校児童生徒への支援

学校行事の運営等での子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして、「絆づくり」、「居場所づくり」を進め、魅力ある学校・学級づくりに取り組めます。また、教育支援センターが地域の不登校支援の拠点となるように支援するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校外での多様な学びを関係機関等と連携して支援します。さらに、不登校の未然防止や早期対応を図るため、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を充実するとともに、スクールソーシャルワーカーによる福祉等の関係機関と連携した取組を推進します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生 92.0% 中学生 96.5% 高校生 88.9%	小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数	450団体	650団体	いじめ防止応援サポーターとして、県いじめ防止条例の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所・団体・個人の数
いじめの認知件数に対して解消したものの割合	96.7% (30年度)	100%	当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも3か月経過）を満たすものの割合
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	小学生 74.1% 中学生 68.1% 高校生 50.7% (30年度)	小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%	校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談や指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合
学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数	5人	29人	通学路の見守りボランティアを行うスクールガード（学校安全ボランティア）の活動に対して専門的な指導・助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め意欲的な指導を実践することで、子どもたちが自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につける教育が行われ、県民からの信頼を得ています。

現状と課題

- 子どもたちを取り巻く環境が変化し、教育課題が多様化・複雑化する中で、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、地域の実情に合わせてコミュニティ・スクール等に取り組み、地域全体で子どもたちの豊かな育ちを支える必要があります。
- 幼児期から小学校、中学校、高等学校への進学時においては、生活環境や学習環境の著しい変化から、子どもたちが学校に十分に適応できない状況が生じやすい傾向があります。
- 少子化の進行により、学校の小規模化が急速に進行しており、活力ある教育活動が維持しにくくなっている状況があります。
- 地域の活性化が求められている中で、県内大学や企業、地域住民や職業人等と連携した教育を一層推進し、地域社会の課題を解決する活動等を通じて、子どもたちに将来地域を担っていく力を育む必要があります。
- 多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応できるよう、教職員が専門性をより高めるとともに、教職生活全体を通じて探究心を持って学び続ける必要があります。また、多くの経験豊かな教職員が退職する中で、力量のある教職員の確保、知識等の継承、若手および中堅・中核教員の計画的な育成を進める必要があります。
- 子どもたちにどのような資質・能力を身につけさせる必要があるのかを教育課程において明確にするとともに、教育課程に基づき学校全体で子どもたちの状況に応じた教育活動の質の向上を図っていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、子どもたちが地域に愛着を持ち、将来の夢や希望を持つためには、学校と保護者や地域の方々が協力して、子どもたちの教育を行うことが大切です。そのため、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、地域の特色を生かした学校づくりを進めます。

取組方向

■ 基本事業1 地域とともにある学校づくり

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールの仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組むとともに、これまでの学校支援地域本部の活動を基盤として市町が進める地域学校協働本部への移行を支援し、地域とともにある学校づくりを推進します。また、「学校マネジメントシステム」による教育活動および学校運営の質的向上を図ります。

■ 基本事業2 学校の特色化・魅力化

幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携した取組、小中一貫教育を進める市町への支援、中高一貫教育の検討、高大連携等に取り組めます。また、少子化の進行により生徒数が減少する中で、子どもたちの社会性を育み、活力ある教育活動が展開できるよう、望ましい高等学校の規模や配置等を検討します。グローバル化や地域の活性化等の社会のニーズに対応した高等学校のあり方を検討するとともに、地域の特色を生かした学校づくりを推進します。

■ 基本事業3 教職員の資質向上

教職員の経験等に応じて、授業力の向上、生徒指導、特別支援教育等に係る研修を実施し、多様化・複雑化する教育課題に対応できる専門性や指導力の向上に取り組めます。教科等の枠を超えた横断的な視点での授業づくり、教育効果の評価および改善、地域等の人材・施設等を活用した豊かな学びなどの充実に向け、「カリキュラム・マネジメント」に関する研修を実施します。

■ 基本事業4 私学教育の振興

私立学校に対して、経常的経費等への補助を行うとともに、学校訪問等において、学校が抱える課題等に効果的な助言等を行うことにより、個性豊かで多様な教育の推進および健全な学校運営を支援します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	36.3%	50.0%	コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合（文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」）

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 主体的 77.5% 対話的 73.4% 中学生 主体的 77.6% 対話的 74.2% 高校生 主体的・対話的 73.5%	小学生 主体的 82.5% 対話的 78.4% 中学生 主体的 82.6% 対話的 79.2% 高校生 主体的・対話的 78.5%	「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合
地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数	35校	56校	地域等の課題に対して、地域や産業界等と連携して課題解決型学習や人材育成等に取り組んでいる県立高等学校の数
新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数	66件 (30年度)	106件	新学習指導要領への対応や持続可能な学校運営の実現などに向け、私立中学校・高等学校が実施する特色ある取組数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県内の高等教育機関における教育や研究等の充実により、一層魅力が高まるとともに、学びの選択肢の拡大により、三重県で学び、働き、住み活躍する若者が増えています。

また、県内高等教育機関と産業界等地域との連携が進み、共同研究や地域の課題解決に向けた取組が活発化し、若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上が実現しています。

現状と課題

- 平成 28（2016）年に県内の高等教育機関と県で構成する「高等教育コンソーシアムみえ」を創設し、高等教育機関の魅力向上につながる取組を進めているものの、県内高等学校から県内高等教育機関への進学者数は増加しておらず、県内高等教育機関のより一層の魅力向上およびその魅力を学生等に伝えていくことが求められています。
- 平成 30（2018）年度の本県の大学収容力指数^{注）1}は、47.7 で全国 46 位と低く、県内の高等学校を卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合も約 2 割と低くなっており、大学収容力の向上や、魅力ある学部・学科の設置など学びの選択肢の拡大が求められています。
- 県内高等教育機関の卒業生が県内企業に就職した割合は 5 割に満たないことから、就職時の若者の県内定着が課題となっています。
- 平成 28（2016）年度に創設した県内の過疎地域などの指定地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金返還額の一部を助成する制度については、若者の県内定着を促進するとともに、県外へ進学した学生等が再び三重県に戻り定着する流れをつくるため、より効果的な制度とすることが必要です。
- 平成 30（2018）年に県内の産業界、高等教育機関、県および市町で構成する「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」を創設し、産学官による連携に取り組んでいます。地域での若者の活躍につなげるためには、共同研究などの推進による若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上が必要です。

● 新しい豊かさ・協創の視点 ●

本県で学び、成長したいという若者の希望の実現に向けて、高等教育機関の魅力向上や学びの選択肢の拡大に取り組みます。

「高等教育コンソーシアムみえ」や「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」等の高等教育機関、産業界、市町など地域のさまざまな主体と連携しながら、一体となって課題解決に取り組みます。

注）1 大学収容力指数：県内外からの県内大学への入学者数／前年度に県内高等学校を卒業した者のうち国内大学への入学者数×100。

取組方向

■ 基本事業1 県内高等教育機関の魅力向上・充実

三重県で学び、働き、住み活躍する若者を増やすため、「高等教育コンソーシアムみえ」の取組等を推進し、選ばれる高等教育機関として一層の魅力向上、学びの選択肢の拡大を図ります。
 若者の県内定着を促進するため、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。

■ 基本事業2 県内高等教育機関と取り組む産学官連携の推進

若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上を図るため、県内高等教育機関相互や産学官により構築したネットワークを活用して、高等教育機関に蓄積されている研究成果、企業ニーズなどの情報を共有し、分野の枠を越えて連携した取組を推進します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内高等教育機関入学者の県内からの入学者の割合（県内入学率）	58.1% (30年度)	63.0%	県内高等教育機関に入学した者のうち、県内からの入学者の割合（県内入学率）

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内高等教育機関卒業生の県内就職者の割合（県内就職率）	48.9% (30年度)	54.0%	県内高等教育機関を卒業し就職した者のうち、県内に就職した者の割合（県内就職率）
県内高等教育機関と取り組む産学官連携の件数（累計）	—	190件	「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」や「高等教育コンソーシアムみえ」等のネットワークを活用して、県内高等教育機関と連携して取り組んだ産学官連携の件数



「三重を知る」共同授業の「食と観光実践」のフィールドワークで、漁業体験をする学生



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

年齢や障がいの有無、国籍などにとらわれず、全ての県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、生涯にわたって、あらゆる世代の県民の皆さんが、あらゆる機会に学習することができ、その成果が社会に生かされています。

現状と課題

- 「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能の強化」など5つの方向で取組を展開し、年齢や障がいの有無、国籍などに関係なく、全ての県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供するとともに、多様な分野と連携することにより、新たなみえの文化を創造することができる環境を整備していく必要があります。
- 過疎化・少子高齢化の進行、気候変動等に伴う自然環境の変化により、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。こうした中、特色ある歴史や風土に生まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財の適切な保存・活用と未来への継承を地域社会総がかりで進めていく必要があります。
- 「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが人生をより豊かに過ごすことができるよう、ライフステージ等に応じた多様な学習ニーズを把握し、魅力的な学びの場や学んだ成果を発表できる場の提供など、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりが必要です。
- 生涯教育の推進に重要な役割を担う社会教育においては、地域コミュニティ、NPO、企業などさまざまな主体が持つ知識や経験を、学校教育や家庭教育と連携し、地域の課題解決、学習環境の整備に生かしていくことが求められています。

● 新しい豊かさ・協創の視点 ●

世界に誇る歴史的・文化的資産を磨き上げ、国内外へ情報発信していくことにより、三重の知名度を向上させ、郷土への誇りと愛着を感じられるようにするとともに、市町等との連携を一層強化し、文化活動を通じた幅広い交流を進め、新たなみえの文化を創造します。

また、県民の皆さんが自分らしい生き方を選択できる環境を整備するため、高等教育機関等との連携を強化し、ライフステージ等に応じた学習機会や成果を生かす場の充実を図っていきます。

取組方向

■ 基本事業1 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

展覧会・公演や調査研究等を通じて文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくりなどにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。また、文化交流ゾーンを形成することにより、知的な刺激を受けられるよう文化にふれる機会を充実します。さらに、観光、まちづくりなど多様な分野との連携を通じ、新たなみえの文化を創造します。

■ 基本事業2 文化財の保存・活用・継承

歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、特に重要なものについては指定するなど、文化財を将来にわたって守り伝えるための取組を推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の策定などによる文化財の積極的な保存・活用・継承の取組への支援や、防災および災害発生時における文化財保護等のための県内情報ネットワークの整備に取り組みます。

■ 基本事業3 学びとその成果を生かす場の充実

県立生涯学習施設において、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流等を通じて、県民の皆さんのさまざまなライフステージやライフスタイルに応じた一層魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。

■ 基本事業4 社会教育の推進と地域の教育力の向上

地域において社会教育の推進に取り組む関係者の協働による情報共有・情報交換や地域の課題解決、学習環境の整備に向けた相互学習を行う場を提供するなど、社会教育・学校教育・家庭教育の連携を促進します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	73.7% (見込)	77.7%	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県立文化施設の利用者数	152.0万人 (見込)	153.2万人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数
新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	0件	160件	地域社会総がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等文化財の数
公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	11市町 (30年度)	29市町	公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に対して、「行っている」と回答した市町の数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、県をはじめとするさまざまな主体が連携して少子化対策の取組を進めることにより、企業や団体等のさまざまな主体との協創が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 結婚や妊娠、出産、家族のあり方などについては、個人の考えや価値観が尊重されることが大前提ですが、県民の結婚や出産等について、理想と現実ギャップが生じていることから、さまざまな主体の参画を得ながら、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき少子化対策の取組をさらに進めていく必要があります。
- 子どもの権利を尊重する「三重県子ども条例」に基づき、企業や団体等のさまざまな主体と連携し、イベントの実施等を通じて子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組んできました。引き続き、取組を継続するとともに、子どもの自己肯定感を高め、「生き抜いていく力」を育む必要があります。また、子どもの携帯電話・スマートフォンの所有率が高まっており、インターネットを通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が発生していることから、子どもが適正にインターネットを利用できるよう啓発を進める必要があります。
- 地域のつながりの希薄化や少子化の進行など家庭をめぐる環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や家庭の小規模化など家庭のあり方が多様化し、子育てに悩みや不安を感じる保護者が増加している中、平成28（2016）年度に「みえ家庭教育応援プラン」を策定し、市町や三重県PTA連合会と連携して家庭教育の応援に取り組んできました。今後も各家庭の実情に応じた家庭教育応援の取組を社会全体のつながりの中で進めていく必要があります。
- イクボス^{注）1}の推進や「みえの育児男子プロジェクト」等の取組により、企業等で働く男性の育児休業取得への関心が高まっている中、仕事と子育ての両立支援制度は整いつつあるものの、男性が育児休業を取得しやすい職場風土となっておらず、実際の取得が進んでいない現状があります。一方、パートナーの家事・育児の参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果等があり、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方をより広めていく必要があります。

● 新しい豊かさ・協創の視点 ●

県民の皆さんや企業・団体、関係機関と少子化等の現状とその対策の必要性について認識を共有するとともに、さまざまな主体との協働により、従来の血縁、地縁、社縁にとどまらない、「縁を育み、縁で支える」といったより幅広いつながりづくりを進めていきます。

注）1 イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）。

取組方向

■ 基本事業1 子ども・子育てを応援する気運醸成

さまざまな主体で構成される「少子化対策推進県民会議」で情報共有等を図るとともに、企業や団体、関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成やウェブサイトによる情報発信を進めます。

■ 基本事業2 子どもの育ちを支える地域社会づくり

「三重県子ども条例」の基本理念をふまえ、企業、団体、県民等、さまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支える取組を進めます。また、「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入調査の適正な実施や、青少年のインターネットの適正な利用が進むよう啓発活動等に取り組みます。さらに、自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むため、幼児期からの自然体験の普及啓発を市町や関係機関と連携して進めます。

■ 基本事業3 家庭教育応援の充実

「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、妊娠期から学齢期の子を持つ親同士の交流をはじめ、教育の原点である家庭教育を応援する取組を進めます。

■ 基本事業4 男性の育児参画の推進

男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」の取組による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めます。また、男性の育児休業の取得が進むといった、仕事と育児を両立できる職場環境づくりについて企業等に働きかけるなど、社会全体に男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう気運の醸成に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性））	4.4% (30年度)	11.2%	三重県内事業所労働条件等実態調査（雇用経済部雇用対策課実施）において、育児休業を取得した男性従業員の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数（累計）	—	160 企業・団体	「みえの子ども応援プロジェクト」の活動に参加（人的、資金的、物的支援の全て）した企業・団体数
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	4市町	29市町	申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数	100 企業・団体 (30年度)	180 企業・団体	男性の育児参画の普及・啓発やイクボスの推進等に関わる企業・団体数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 子どもたちが家族の大切さや自らのライフデザインについて考える機会が少なくなっていることから、子どもたちを含めた若い世代が妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える機会を提供することの必要性が高まっています。
- 未婚の人が結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位を占めており、さまざまな出会いの機会の情報提供が必要です。また、結婚後には現在と同じ、または近隣の市町に住みたいと考えている人が多く、各地域において出会いや結婚を応援する取組が広がる必要があります。
- 晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇により不妊に悩む夫婦が増加していることから、妊娠・出産についての希望がかなうよう、特定不妊治療等に対する経済的支援を行うとともに、精神的な負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。また、仕事をしながら不妊治療を受ける人も増加していることから、不妊治療と仕事の両立支援のための取組が必要です。
- 核家族化や地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産支援体制の構築が求められています。

● 新しい豊かさ・協創の視点 ●

結婚や出産を個人や家族だけの問題と捉えることなく、行政や学校、企業、NPO等さまざまな主体が連携し、それぞれの地域資源を活用しながら、学童期から結婚、出産、育児に至るまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を提供する体制を整備します。

取組方向

■ 基本事業1 思春期世代におけるライフデザインの促進

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える基盤ができるよう、思春期世代を対象とした教育や普及啓発に取り組みます。また、思春期の性の悩みや計画していない妊娠、妊婦健診未受診など妊娠等に悩みを抱える若年層に対して、相談しやすい体制整備を進めます。

■ 基本事業2 出逢いの支援

結婚を希望する人等に対して市町や企業などが行う出会い支援の取組を活性化させるなど、社会全体で結婚を希望する人を応援する気運を醸成します。

■ 基本事業3 不妊に悩む家族への支援

特定不妊治療や男性不妊治療の助成のほか、不育症治療等県独自の経済的支援や不妊専門相談センター事業における相談体制の強化に取り組みます。また、若年がん患者が治療を終えた後、子どもを産み育てることができるよう妊孕性温存治療^{注)1}を支援します。さらに、不妊治療と仕事の両立に向けて、企業の不妊治療への理解を深め、不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。

■ 基本事業4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

各市町が、妊娠・出産・育児における地域の強みを生かした切れ目のない母子保健体制を整備できるように、人材育成や、関係機関の連携促進等の支援を行います。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
母子保健コーディネーター養成数(累計)	132人 (30年度)	270人	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
出会い支援の取組について連携した企業・団体数	24 企業・団体 (30年度)	64 企業・団体	「みえの出会い応援団体」の実施する出会い支援に係る取組のうち、複数団体が連携して実施された取組における関わった企業や団体数
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	48.6%	60.0%	仕事をしながら不妊治療を受けている人のうち不妊治療に関して職場の理解があると感じている人の割合
産婦健診・産後ケアを実施している市町数	19市町	29市町	産婦健診・産後ケア事業の両方を実施している市町の数

注) 1 妊孕性温存治療：小児、思春期・若年でがんが診断された方が、がん治療により生殖機能が低下または失うおそれがあると医師に診断された場合、がん治療前に将来の妊娠のために、精子、卵子、胚(受精卵)、卵巣組織を採取し、凍結保存する治療。



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が保障されています。

現状と課題

- 施設整備などにより保育所等の定員は増加していますが、共働き家庭や女性の継続就業率の増加などにより、保育所等への入所希望者が増え、保育所等における待機児童数は高止まり状態となっています。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭や地域と一層連携し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。
- 平成30（2018）年度に新しい保育所保育指針等が実施されるとともに、令和元（2019）年10月には幼児教育・保育の無償化が実施されました。今後も、保育人材の確保等による待機児童の解消や幼児教育・保育のより一層の質の向上、幼稚園等の子育て支援の充実を図っていく必要があります。
- 就学前の保育ニーズの増加とともに、小学校入学後に放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えており、施設整備などにより利用できる小学校区の割合は増加していますが、一部の地域において十分な受け皿が確保されておらず、待機児童は解消されていません。引き続き、放課後児童クラブの施設整備や従事する人材の確保、安定的な運営への支援が必要です。また、必要とする時に病児・病後児保育が利用できる環境整備が必要です。
- 令和2（2020）年度から高等教育の無償化が始まり、低所得者層の教育支援の充実が図られます。子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、未来に希望を持ち、夢や志に向かっていけるよう、より実効的な子どもの貧困対策を推進することが必要です。
- 県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な診療機能を充実させるとともに、市町の総合相談窓口の中心となる人材育成や、発達障がい児の支援ツールである「CLM（Check List in Mie）^{注）}」と個別の指導計画の保育所等への導入を促進してきました。しかし、地域の専門医の不足といった状況も相まって、初診診療の待機期間が長期化しています。そのため、発達支援が必要な子どもとその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供される体制の整備が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

未来の宝である子どもたちの健やかな成長を支えるため、必要な子育て支援サービスが全ての子育て家庭に対して提供されるよう、行政・企業・団体と連携するとともに、地域のさまざまな人材の参画を得ながら、社会全体で支える取組を進めます。

注）Ⅰ CLM：保育所等に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するためのアセスメントツール。

取組方向

■ 基本事業1 幼児教育・保育の充実

「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、待機児童の解消に向けて保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援、幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の資質向上を図るための研修などを実施します。また、人材確保のため、保育所等が働きやすい職場環境となるよう支援し、就労促進や早期離職防止を図ります。幼児教育の充実に向けて「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及に努めるとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。

■ 基本事業2 放課後児童対策の推進

新・放課後子ども総合プランを推進するため、放課後児童クラブ等の整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童クラブ等に従事する人材の確保や資質向上に取り組みます。また、病児・病後児保育事業の充実を図るため、施設整備等への支援を行います。

■ 基本事業3 子どもの貧困対策の推進

「三重県子どもの貧困対策計画」および「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、学校・地域の連携による学習支援などの教育の支援、子どもたちが安心できる居場所の拡大、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備など、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援に、市町や関係団体等と連携して総合的に取り組みます。

■ 基本事業4 発達支援が必要な子どもへの支援

県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な治療・療育を行うとともに、地域の医療機関を対象とした研修会の実施、市町等の専門人材の育成支援、保育所・幼稚園等への発達障がい児支援ツールの導入等をより一層進めます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
保育所等の待機児童数	109人 (30年度)	0人	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
保育士等キャリアアップ研修の修了者数（累計）	2,066人 (30年度)	11,000人	県が実施するキャリアアップ研修における各分野で定められた全ての講座（時間）の修了者数
放課後児童クラブの待機児童数	55人	0人	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数
子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (30年度)	22市町	子どもの貧困対策について、計画の策定または子ども・子育てに関連する計画の一部として位置づけている市町の数
「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	53.8% (30年度)	67.5%	県内の保育所・幼稚園等のうち、発達支援が必要な子どもに対し、「CLMと個別の指導計画」を利用して支援を行っている保育所・幼稚園等の割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

令和3（2021）年の三重とこわか国体で天皇杯・皇后杯を獲得するとともに、その後も安定的な競技力を維持しスポーツの魅力を発信し続けることで、本県選手の活躍をとおして、県民の皆さんが夢、感動、勇気を得るとともに、郷土を愛する意識や一体感が醸成されています。

スポーツ施設の整備により競技環境が向上することで、競技スポーツを通じた人づくりが進んでいます。また、一般利用者も快適に施設を利用できるようになっています。

現状と課題

- 平成25（2013）年に三重県競技力向上対策本部を立ち上げ、計画的に競技力向上対策を進めてきたところ、令和元（2019）年の第74回国民体育大会（いきいき茨城ゆめ国体）では、天皇杯順位（男女総合成績）は14位、皇后杯順位（女子総合成績）は20位まで順位を上げることができました。
- 令和3（2021）年の三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得に向けて、さらに競技力向上を図るとともに、三重とこわか国体での本県選手の活躍や地域の盛り上がり、その後の安定的な競技力の維持や、スポーツを通じた人づくりに生かされるよう、取組を進めていく必要があります。
- 平成30（2018）年のインターハイ開催の成果を生かすとともに、スポーツの楽しさや躍動感を共有する「応援村 OUEEN-MURA」の取組をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック開催の気運を三重とこわか国体・三重とこわか大会につなげる必要があります。
- 三重県では46年ぶりの開催となる国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会「三重とこわか国体」と三重県では初めての開催となる全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の成功に向けて、市町や競技団体等と連携しながら、県民力を結集した大会となるよう、オール三重で着実に準備を進めていく必要があります。
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて必要なスポーツ施設の整備と、大会後においても引き続き必要となる施設の受入れ環境を向上させる必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県アスリートが個性や能力を発揮して夢の実現につなげるとともに、本県アスリートの活躍が県民の皆さんに夢や感動を与えることにより、一体感と活力のある地域社会をつくっていくことが重要です。

三重とこわか国体・三重とこわか大会での本県選手の活躍を通じて高まった県民の皆さんのスポーツへの関心を生かし、競技団体などさまざまな主体が一体となって本県の競技スポーツを支え、安定的な競技力の維持と向上に取り組みます。

取組方向

■ 基本事業1 競技力の向上

三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得に向けて、選手やチームの強化活動や、選手の県内定着への支援を行うことで、成年選手の育成・強化を進めるとともに、指導者の資質向上、指導体制の充実を図り、少年選手の育成・強化を進めます。

また、三重とこわか国体の後も安定的な競技力が維持されるよう、引き続き、成年・少年選手の育成・強化などに取り組むとともに、未来の三重の競技スポーツを支えるジュニア選手等の発掘・育成や、選手が競技生活を終えた後も指導者として活躍でき、次代を担う選手が生み出されるよう支援を進めます。

■ 基本事業2 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて、創意工夫を凝らしつつ、簡素・効率化が図られた大会となるよう、会場地市町や競技団体等と緊密に連携し、開催準備を進めるとともに、県民力を結集した両大会とするため、とこわか運動（県民運動）の展開や運営ボランティア、情報支援ボランティア等の養成を行うなど、両大会の成功に向けて県民の皆さんと共にオール三重で開催準備に取り組みます。

■ 基本事業3 スポーツ施設の充実

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて、スポーツ施設における競技環境の整備と、施設職員のおもてなしやサービスの改善・強化など施設への受入れ環境の向上に取り組まします。

また、両大会後においても、施設の機能を最大限に生かし、新たな大会の誘致などに取り組むとともに、施設を快適に利用できるような適切な維持管理に取り組まします。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
国民体育大会の男女総合成績	14位	10位台	国民体育大会における正式競技の参加点（ブロック大会を含む）と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位 ※三重とこわか国体が開催される令和3年度は、1位（天皇杯獲得）を目標とします。

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
全国大会の入賞数	162	150	国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会において、ベスト8以上に入った団体・個人の数
とこわか運動（県民運動）の取組数（累計）	130取組 (30年度)	1,000取組	三重とこわか国体・三重とこわか大会の自発的な県民運動の取組であるところわか運動の取組数 ※両大会が令和3（2021）年に開催されることから、令和3（2021）年度までの取組とします。
県営スポーツ施設年間利用者数	1,181,289人 (30年度)	1,065,200人	県営スポーツ施設（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿、三重交通G スポーツの杜 伊勢、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場）の年間利用者数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で参画している人が増え、日常にスポーツがあることによって、スポーツを通じた地域の活性化が図られ、地域が持続的に発展しています。

また、大規模大会で培われたレガシーが次世代に継承されることによって、交流と活気にあふれる人づくり、まちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 「第2次三重県スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを「する」「みる」「支える」ための機会の提供や機運醸成に取り組むことにより、県民の皆さんが日常的にスポーツにふれ親しむための環境づくりを進め、スポーツを通じた地域の活性化につなげていく必要があります。
- 大規模大会の開催を一過性のものとせず、「する」人だけでなく「みる」「支える」人も含めたスポーツへの関心を持続させるとともに、大会のレガシーをスポーツによるまちづくりにつなげていく必要があります。
- 日本で初めての開催となる「ボッチャ国際大会」（平成30（2018）年3月）や日本パラ水泳選手権大会（平成30（2018）年12月）の開催誘致など、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」ことへの関心や理解を高める取組を進めました。三重とこわか大会の開催を好機ととらえ、障がいのある人への運動・スポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大により一層取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県では、スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものにとらえています。スポーツを通じて、個人が個性や能力を発揮し、夢や希望の実現に挑戦でき、生きがいを実感できる活力ある地域社会づくりが重要です。

スポーツの持つ多面的な価値を県民の皆さんや市町、競技団体等のさまざまな主体が共有しながら、県民の力を結集した元気な三重県をめざし、取組を進めます。



カナダレスリングチームと県内ジュニア選手との交流

取組方向

■ 基本事業1 地域スポーツ活動の推進とスポーツを通じた地域の活性化

県民の皆さんが運動・スポーツにふれ親しむための機会を創出し、あらゆる世代が運動・スポーツに参画（「する」「みる」「支える」）するための機運醸成に取り組みます。また、平成29（2017）年からの5年間にわたる「みえのスポーツイヤー」をスポーツ推進の好機ととらえ、市町等とさらに連携を強化しながらさまざまな取組を進め、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。

■ 基本事業2 大規模スポーツ大会のレガシーを活用したまちづくりの推進

大規模大会の開催を通じて培われた有形・無形のレガシーを活用することにより、大会で活躍した選手が地域スポーツの場で活躍するための環境づくりや、大会に関わった皆さんが地域を担い、大会誘致や交流促進に取り組むための支援など、スポーツによる活気あるまちづくりをあらゆる関係機関と連携しながら進めます。

■ 基本事業3 障がい者スポーツの裾野の拡大

障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」ことへの関心や理解をより一層高めるため、三重とこわか大会を好機ととらえ、障がいのある人が運動・スポーツに取り組む機会の充実や、障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組み、運動・スポーツを通じた障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	52.8% (30年度)	71.0%	「みえ県民意識調査」で、「週1回以上、運動やスポーツ（散歩、ぶらぶら歩き、ジョギング、キャンプ、野球、テニスなど（日常生活での工夫した運動も含む））を実施している」と回答した県民（成人）の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内スポーツ大会等への参加者数	194,938人 (30年度)	218,000人	県、市町が主体となって実施するスポーツ大会やスポーツイベントにおける「する」「みる」「支える」人の数
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	3,800人 (30年度)	4,050人	県が主催する障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツイベントにおける「する」「みる」「支える」人の数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

南部地域において働く場の確保が図られ、定住が促進されているとともに、生まれ育った地域に住み続けたいというあらゆる世代の地域住民の思いがかなう地域社会が創られています。

現状と課題

- 南部地域は、第一次産業の衰退に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、若者世代の人口の流出と高齢化に歯止めがかからない状況が続いています。定住につながるよう、南部地域活性化基金を活用し、より直接的な働く場の確保に向けた取組や住民の生活に寄り添った取組を支援することで、持続可能な地域社会の実現を図ることが求められています。
- 若者の定着には、若者に魅力的な働く場が必要であり、民間企業の進出等による雇用創出を図るため、市町と民間事業者等が連携して、働く場の確保に取り組む必要があります。
- 進学等のタイミングで多くの若者が南部地域を離れていることから、一旦は南部地域を離れたとしても将来的に戻ってくるために、地域の魅力や仕事を知る取組が必要です。
- 生まれ育った地域に住み続けたいという思いがあるものの、日々の生活における不便さや地域の課題から、地域を離れる住民がいます。市町やさまざまな主体が行う生活サービスの維持、確保のための取組を支援し、生まれ育った地域に住み続けたいという思いがかなう地域の実現が必要です。
- 南部地域は過疎・高齢化により地域を支える世代の人口流出が進み、地域の活力の維持が課題となっています。地域づくりに関わる関係人口の取組を進めるとともに、地域おこし協力隊のネットワーク化を図り、隊員の定住・定着を進めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

人びとが南部地域の魅力や価値に気づき、主体的に活性化に取り組むことで、定住を促進していく必要があります。そのため、南部地域が持つ「らしさ」や「ならではの」の魅力を生かし、磨き上げ、発信するとともに、人と人、人と地域などの「つながり」を創出することで、地域住民、団体などさまざまな主体が相互に作用し、新たな活動が生まれてくるような環境づくりを進めます。



関係人口（度会県民）と地域住民による活動

取組方向

■ 基本事業1 住み慣れた地域で暮らし続けるための取組

持続可能な地域社会の実現を図るため、南部地域活性化基金を活用し、若者に魅力的な働く場の確保に取り組むとともに、新たに、地域で暮らし続けるための生活サービスの維持、確保に関する取組を支援します。また、若者に地域の魅力や仕事を知ってもらう取組を進めます。

■ 基本事業2 地域で暮らしたくなる取組

地域の活力の向上を図るため、南部地域の魅力を生かして移住・定住を促進するとともに、関係人口の拡大を図り、地域住民が主体となった取組を支援します。また、地域おこし協力隊等の地域づくりをサポートする人材の育成やネットワーク化に取り組めます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
南部地域における若者の定住率	55.6% (30年度)	50.0%	南部地域における若者の定住率を測るため、25歳～34歳人口を20年前の5歳～14歳人口で割った値

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県の取組を通じて、暮らしの改善や仕事の創出に結びついた件数（累計）	—	30件	県の取組を通じて、生活サービスの維持、確保などの地域の暮らしの改善および創業、事業拡大などの仕事の創出に結びついた件数
県および市町の施策を利用した県外から南部地域への移住者数（累計）	504人 (30年度)	1,350人	平成27（2015）年度以降に県および市町の施策を利用した県外から南部地域への移住者数

<対象地域の考え方>

県南部に位置し、地理的・経済的に条件が不利な地域、若者の流出などによる生産年齢人口の減少の著しい地域を中心に、一定のまとまりを持った以下の市町を対象とします。

<対象市町（南部地域13市町）> 三重県南部地域活性化基金条例第1条で規定

伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

東紀州地域は、多様で豊かな自然や歴史風土の中で、豊かでゆとりある暮らしが実現できる地域です。地域の人びとだけでなく、都市部の人びとにとっても魅力的な地域をめざして、地域のさまざまな主体が連携し、地域の自然や歴史と共に生きる暮らしを大切にしながら、地域経済が活性化され、持続可能な地域社会が維持されています。

現状と課題

- 東紀州地域では、過疎・高齢化の進行や若年層の流出などに伴い、県内でも特に人口減少が懸念されており、持続可能な地域社会の形成に向けた方策が求められています。
- 伝統文化の担い手の高齢化が進み、その継承が危ぶまれつつあります。地域の大切な財産である伝統文化を次世代に継承し、地域の活力向上につなげるため、新たな担い手を発掘し、創出しようとする地域の機運醸成が必要となっています。
- 令和元（2019）年度の熊野古道世界遺産登録15周年の取組により、従来の圏域や世代を超えた一体感が生まれ、交流人口の増加、地域の賑わいにつながってきています。こうした成果を一過性のものとせず、住む人にも訪れる人にも魅力的で個性豊かな地域づくりを進める必要があります。
- 今後、国内旅行市場の縮小が懸念され、外国人旅行者の増加が見込まれる中、東紀州地域が選ばれる観光地となるために、旅行者のニーズを的確にとらえ、国内外からの誘客促進等の取組をさらに進める必要があります。
- 東紀州地域は、地理的条件もあって地域経済が低迷しており、また、観光関連産業を含めた産業分野には小規模な事業者も多いことから、さまざまな主体が連携して、商機拡大に向けた取組を進めるなど、地域経済の活性化を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

東紀州地域が、人々にとって、より魅力的で活力ある個性豊かな地域となるためには、世界から認められた地域の宝である熊野古道をはじめとする東紀州地域ならではの価値や魅力を未来へ守り伝えるとともに、地域経済の活性化につなげていく必要があります。そのために、地域住民、団体、市町などさまざまな主体と連携して、地域資源を生かした観光地域づくりや産業振興などの取組を進めます。



地元高校生による熊野古道ツアーの様子

■ 基本事業1 持続可能な地域社会に向けた基盤づくり

地域のコーディネーターとしての役割を担う東紀州地域振興公社を軸に、東紀州地域の5市町と連携して、観光振興、産業振興、まちづくりなどの取組を進めます。また、地域の伝統文化の担い手づくりに向けて、東紀州地域の生活の中に息づく価値や魅力を次世代に伝える取組を進めます。

■ 基本事業2 地域資源を生かした観光地域づくり

熊野古道をはじめとする東紀州地域ならではの地域資源を生かすとともに、世界遺産登録15周年のネットワークを活用し、伊勢から熊野を結ぶ環境づくり、国内外への情報発信、外国人旅行者の受入れ環境整備などの取組をさらに進めます。また、集客交流の拠点となる施設を十分に活用し、交流人口の拡大に向けて取り組めます。

■ 基本事業3 地域資源を生かした産業振興

地域製品のブランド力強化や販路拡大などの取組を支援するとともに、観光関連産業が東紀州地域をけん引する産業となることをめざし、観光の産業化に向けた取組を進めます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
東紀州地域における観光消費額の伸び率	100 (30年)	112以上	観光旅行者が東紀州地域において支出した観光消費額の平成30(2018)年を100とした場合の伸び率

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
熊野古道の来訪者数	331千人 (30年)	430千人	熊野古道伊勢路を訪れた人数の推計値(延べ数)
東紀州地域の事業者等が商品やサービスの改良、業務拡大に取り組んだ件数	83件 (30年度)	160件	県等によるセミナー、商談会等の商機拡大等に向けた支援をきっかけに、東紀州地域の事業者等が商品やサービスの改良、業務拡大に取り組んだ件数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域の魅力を最大限に活用し、心豊かで安心できる農山漁村に、多くの人々が住みたい、住み続けたい、あるいは訪れたいと感じ、農山漁村の活性化が進んでいます。

現状と課題

- 農山漁村は、豊かな自然環境、良好な景観や食文化など多彩な地域資源を有していますが、地理的・経済的条件を背景とした人口減少や高齢化に伴う人材不足などから、その魅力を十分に生かしきれていない状況となっています。農山漁村の振興を図るため、これまで「三重まるごと自然体験構想」に基づき三重が誇る豊かな自然を「体験」という形で生かし、都市住民との交流の拡大を図ってきた結果、新たなビジネスが生まれる等、農山漁村の活性化につながることができました。引き続き、「自然体験」を推進するとともに、「食べる」「泊まる」といった魅力を組み合わせるなど、さらなる交流の拡大等を図り、農山漁村の活性化に取り組む必要があります。
- 農山漁村の人口減少や高齢化による集落機能の低下に伴い、農業および農村の持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の保全、文化の伝承など多面的機能の維持に支障が生じています。大切な財産である農山漁村の多面的機能を維持・発揮させるためには、地域内外のさまざまな主体の参画・協働による農地・水路・農道など地域資源の適切な保安全管理などにより、農業を継続させることが必要です。
- 頻発・激甚化する自然災害に伴い、農業用ため池における堤体の決壊や、老朽化が進んでいる排水機場の機能低下などから、農村地域に被害を及ぼすおそれがあります。持続可能な農村における安全で安心な暮らしを守るためには、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策などを進めることが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

農山漁村において、豊かな自然などの地域資源を生かした交流の促進、農地の保全に向けた共同活動などをおして、市町および県民の皆さんと共に、次代を担う若者が地域に定着し活力を向上させる持続的な取組を進めるとともに、強くなやかで魅力ある農山漁村の構築に取り組みます。



志摩自然学校カヌーの様子

取組方向

■ 基本事業1 人や産業が元気な農山漁村づくり

農山漁村地域に国内外から多くの人を呼び込み、より長い滞在・交流の促進を図るため、さまざまな主体と連携し農山漁村の地域資源を活用したビジネス創出の取組などを加速化します。また、健康の視点を加えリニューアルした「三重まるごと自然体験構想2020」に基づき、市町を越えた連携による「食べる」「泊まる」を組み合わせた滞在交流の促進や、効果的な情報発信などに取り組みます。

■ 基本事業2 農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮

農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農村地域における農地・水路・農道等の地域資源の保全や景観形成などに向けた共同活動や、中山間地域等における持続的な農業生産活動、環境保全効果の高い営農活動を支援します。

■ 基本事業3 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池、排水機場等の豪雨・耐震化対策および長寿命化等のハード対策と併せて、管理体制の強化等のソフト対策を計画的に進めることで防災・減災対策を推進し、地域防災力の向上に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
農山漁村の活性化につながる新たな取組数（累計）	—	70取組	農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	53.7%	58.5%	農業集落のうち、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に取り組む集落の割合
ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	3,357ha	4,376ha	豪雨・耐震化対策および長寿命化の緊急性が高い農業用ため池および排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備が進められることにより、被害が未然に防止される面積



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

移住を考える人が一人でも多く三重県に移住し、自分に合った新しい暮らしを実現するとともに、地域の人びとと交流を深めていくことで、地域に活力が生まれています。

現状と課題

- 平成 27（2015）年 4 月から東京有楽町に設置している「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、大阪および名古屋での移住相談デスク等において、市町と連携し、きめ細かな移住相談や三重の暮らしの魅力発信に取り組んでおり、県および市町の施策を利用した三重県への移住者数は、平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度までの 4 年間で 1,000 人を超えています。
- 東京での移住相談件数は全体の 8 割を超えていますが、関東からの移住者数は全体の 3 割にとどまっているため、東京での移住相談が移住の実現につながるよう、より効果的な情報提供や取組が必要です。
- 移住相談者のうち、約半数を 20 代・30 代の若者が占めていることから、地方で活躍したいと考えている若者を対象にした効果的な取組が必要です。
- 市町においては、全ての市町に移住相談窓口が設置され、空き家バンク制度が 25 市町で運用されるなど、移住者の受入体制の整備が進められてきています。そうした中、県では空き家の利活用等について独自のネットワークを持つ民間団体と協定を結び、空き家を活用した移住の取組事例などの情報提供を市町に行っています。移住希望者が安心して三重に移住し、自分に合った暮らしを続けていけるよう、市町の受入体制の充実とともに、地域において移住者を受け入れる気運の醸成が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

移住希望者がそれぞれのライフステージやライフシーンにおいて自らの夢や希望に沿った暮らしができるよう、三重の美しい自然や多様な暮らしなど三重の魅力の情報発信に取り組むとともに、市町や地域等と連携し、移住希望者が三重で新しい活躍の場を見つけることを支援していきます。



移住フェアでの相談の様子

取組方向

■ 基本事業1 きめ細かな移住相談と総合的な情報発信の推進

移住希望者から選ばれる三重となるよう、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな移住相談を行うとともに、具体的な就労情報や住まいに関する情報の提供、多様な暮らし方のできる三重の魅力等、移住希望者のニーズに沿ったさまざまな情報の発信に取り組みます。また、地方で活躍したいと考えている首都圏の若者を中心に、地域の人たちや移住者と継続的に関わりを持ち、移住につながっていく仕組みづくりに取り組みます。

■ 基本事業2 移住受入体制の充実

移住希望者が安心して三重に移住できるよう、市町や地域と連携し、地域で移住者を受け入れる気運の醸成を図ります。また、県内の求人情報を掲載するマッチングサイトを運用し、東京圏から移住・就職した人を対象に、市町と連携して移住に必要な費用を支援するとともに、市町が実施する空き家バンクが効果的に活用されるよう、民間団体の知見を生かした人材育成や情報発信に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県および市町の施策を利用した県外からの移住者数（累計）	1,022人 (30年度)	3,070人	県および市町の施策を利用した県外からの移住者数（平成27（2015）年度以降の累計）

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
移住相談件数	1,414件 (30年度)	1,600件	「ええとこやんか三重 移住相談センター」や移住セミナー等での移住相談件数
移住支援事業による移住就業者数	—	60人	就業マッチングサイトを通じて、東京圏から移住・就職した人の三重県への移住にかかる費用を支援する移住支援事業を利用した移住就業者数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県と市町の連携した取組により、地域の誰もがいきいきと活躍し、暮らし続けることができる地域づくりが進んでいます。

現状と課題

- 人口減少および少子高齢化が進展する中で、コミュニティの維持や生活サービス機能の確保等、さまざまな課題が顕在化しています。持続可能で活力ある地域社会を実現するため、県と市町が連携し、県民の皆さんと共に地域づくりに取り組んでいく必要があります。
- 人口減少の進展に伴い、地方自治体の経営資源が制約されていくことが予測される中、持続可能な形で行政サービスを提供し続け、その水準をいかに維持・向上していくかが課題となっています。市町においては、基礎自治体として自主性、自立性を確保しつつ、新しい時代に求められる Society 5.0 や SDGs の視点を取り入れた効率的かつ効果的な行財政運営が行われる必要があります。また、国から要請のある防災・減災、国土強靱化に向けた取組、公営企業の経営改革、第2期となる地方版総合戦略の推進等が円滑に行われる必要があります。
- 木曾岬干拓地、大仏山地域等については、関係機関との連携のもと、それぞれの地域の状況に応じた利活用を図っていく必要があります。また、宮川の流量回復の取組について、継続して調整・検討を行っていく必要があります。
- 三重県の過疎地域における人口は、昭和45（1970）年から平成27（2015）年までの45年間で約44%減少しています。今後も人口減少と高齢化が加速する過疎・離島・半島地域が持続可能な地域社会を構築することができるよう、市町と連携して地域活性化や定住促進などに取り組むことが必要です。また、現行の過疎対策法が令和2（2020）年度末で期限を迎えることから、引き続き過疎地域を支援していくため、新たな法制定などについて、市町と連携し、国に働きかけていくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

住民に最も身近な自治体である市町と広域的な自治体である県が、それぞれの役割を分担しながら連携を強化し、県民の皆さんと共に地域の特性や実情に応じた地域づくりを推進します。



都市的土地利用を進める木曾岬干拓地

取組方向

■ 基本事業1 市町との連携・協働による地域づくり

地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進するため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により地域課題の解決に取り組みます。

■ 基本事業2 市町行財政運営の支援

市町が、生産性の向上と正確性の確保を両立させたスマート自治体の実現に向け、AIやRPA^{注）}などのICTの活用などにより行政事務をこれまで以上に効率的かつ適正・的確に処理するとともに、健全で持続可能な財政基盤を確立し安定的な財政運営を行うことができるよう、市町に対する必要な助言や情報提供等による支援を行います。

■ 基本事業3 木曾岬干拓地等の利活用の推進

地域の活性化につながるよう、関係機関と連携し、木曾岬干拓地、大仏山地域等のそれぞれの利用計画などに基づき利活用を推進します。また、宮川の流量回復については、宮川流域振興調整会議を活用して取り組みます。

■ 基本事業4 過疎・離島・半島地域の振興

過疎・離島・半島地域の振興を図るため、地域の活性化・定住促進につながる市町の取組を支援します。また、過疎地域の振興にあたっては、市町との連携を深め、新たな過疎対策法に基づいた支援を的確に行っていきます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数（累計）	19取組 (30年度)	120取組	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、全県的な課題および地域固有の課題の解決に取り組んだ結果、成果があった取組数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
行財政運営の維持・向上に向けて行う市町と県の研修会等の回数	11回 (30年度)	12回	市町の行財政運営の維持・向上を支援するため、市町を対象として行うICT利活用や公営企業の経営改善などの研修会等の開催数
木曾岬干拓地の利用率	23.7%	40.0%	木曾岬干拓地の都市的土地利用区域（第1、2、3期分譲地）のうち、分譲した面積の割合
過疎・離島・半島地域で県との連携により実施する地域活性化に資する事業数	10事業 (30年度)	15事業	市町が県と連携し、過疎・離島・半島地域の活性化などを目的とした国の制度を活用して実施する事業数

注）I RPA：Robotic Process Automationの略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットに代行させ、自動化による生産性の向上、業務効率の改善を図る取組。

